

法務省提出資料

平成 20 年 12 月 2 日（火）

多重債務者対策本部有識者会議

被害回復給付金支給法の概要

犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)
平成18年12月1日施行

被害回復給付金支給法は、犯人から没収・追徴した犯罪被害財産又は外国から譲与を受けた犯罪被害財産を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金を支給する手続を規定

基本的な支給手続

①没収・追徴した犯罪被害財産
又は外国から譲与を受けた犯罪被害財産を金銭化して「給付資金」として保管

支給対象者は？

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者のほか、そうした犯罪と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者。

ただし、犯人の共犯者や犯人から不正な利益を得た人等は対象にはならない。

②検察官による支給手続の開始
・支給対象犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載
・把握している被害者に通知

③申請期間内に検察官に申請書を提出

支給される額は？

支給額の上限は、各人が実際に被害を受けた額。ただし、「給付資金」が被害額の総額より少ない場合は、「給付資金」を各人の被害額に応じてあん分した額がそれへの支給額となる。

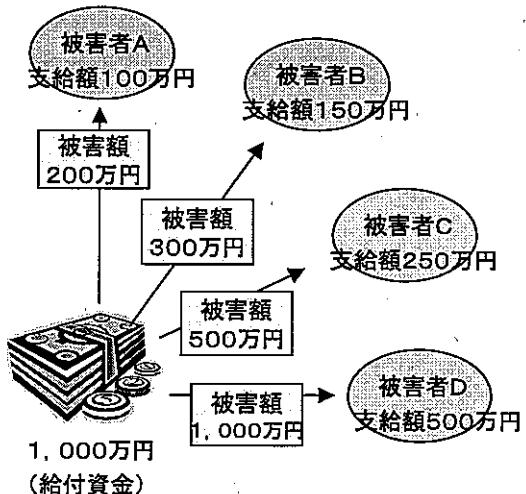
【支給例(費用等の金額を除く)】

④検察官による申請内容のチェック、判断(裁定)

⑤検察官から申請人に對し判断の結果を記載した「裁定書」の副本を送付

⑥すべての裁定、費用等の確定

⑦被害回復給付金の支給



※ 検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがある。

ごりょうかい
五菱会ヤミ金融事件における
被害回復給付金支給手続について

暴力団「五菱会」関係者らが、昭和63年ころから平成15年8月ころまでの間、違法な高金利でヤミ金融業を行っていた、いわゆる五菱会ヤミ金融事件について、スイス連邦チューリッヒ州に没収されていた犯人の隠匿財産の一部（約29億円）の譲与を受け、これらを給付資金とし、外国譲与財産支給手続を行っているものであり、その概要は、以下のとおりです。

【取扱検察庁】

東京地方検察庁

【手続開始決定日】

平成20年7月25日

【支給申請期間】

平成20年7月25日～同21年1月26日（約6か月間）

【通知対象数】

約3万7,000人

【受付体制等】

弁護士4名を被害回復事務管理人に選任し、東京地方検察庁内に「五菱会事件被害回復センター」を設置し、各種問い合わせへの対応、申請受付事務等に従事している。

【申請件数】

1,146件（平成20年11月21日現在）